

第8次医療計画の概要について

香川県健康福祉部医務国保課

医療計画について

- 都道府県が、国の定める基本方針に即し、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るために策定するもの。
- 医療資源の地域的偏在の是正と医療施設の連携を推進するため、昭和60年の医療法改正により導入され、都道府県の二次医療圏ごとの病床数の設定、病院の整備目標、医療従事者の確保等を記載。平成18年の医療法改正により、疾病・事業ごとの医療連携体制について記載されることとなり、平成26年の医療法改正により「地域医療構想」が記載されることとなった。その後、平成30年の医療法改正により、「医師確保計画」及び「外来医療計画」が位置付けられることとなった。

計画期間

- 6年間（現行の第7次医療計画の期間は2018年度～2023年度。中間年で必要な見直しを実施。）

記載事項(主なもの)

○ 医療圏の設定、基準病床数の算定

- ・ 病院の病床及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分。

二次医療圏

335医療圏（令和3年10月現在）

【医療圏設定の考え方】

一般の入院に係る医療を提供することが相当である単位として設定。その際、以下の社会的条件を考慮。

- ・ 地理的条件等の自然的条件
- ・ 日常生活の需要の充足状況
- ・ 交通事情 等

三次医療圏

52医療圏（令和3年10月現在）

※都道府県ごとに1つ（北海道のみ6医療圏）

【医療圏設定の考え方】

特殊な医療を提供する単位として設定。ただし、都道府県の区域が著しく広いことその他特別な事情があるときは、当該都道府県の区域内に二以上の区域を設定し、また、都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に応じ、二以上の都道府県にわたる区域を設定することができる。

- ・ 国の指針において、一定の人口規模及び一定の患者流入/流出割合に基づく、二次医療圏の設定の考え方を明示し、見直しを促進。

○ 地域医療構想

- ・ 2025年の、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4機能ごとの医療需要と将来の病床数の必要量等を推計。

○ 5疾病・6事業(※)及び在宅医療に関する事項

※ 5疾病…5つの疾病(がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患)。

6事業(*)…5つの事業(救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療(小児救急医療を含む。)、新興感染症等)。

(*) 令和6年度からは、「新興感染症等の感染拡大時における医療」を追加。

- ・ 疾病又は事業ごとの医療資源・医療連携等に関する現状を把握し、課題の抽出、数値目標の設定、医療連携体制の構築のための具体的な施策等の策定を行い、その進捗状況等を評価し、見直しを行う(PDCAサイクルの推進)。

○ 医師の確保に関する事項

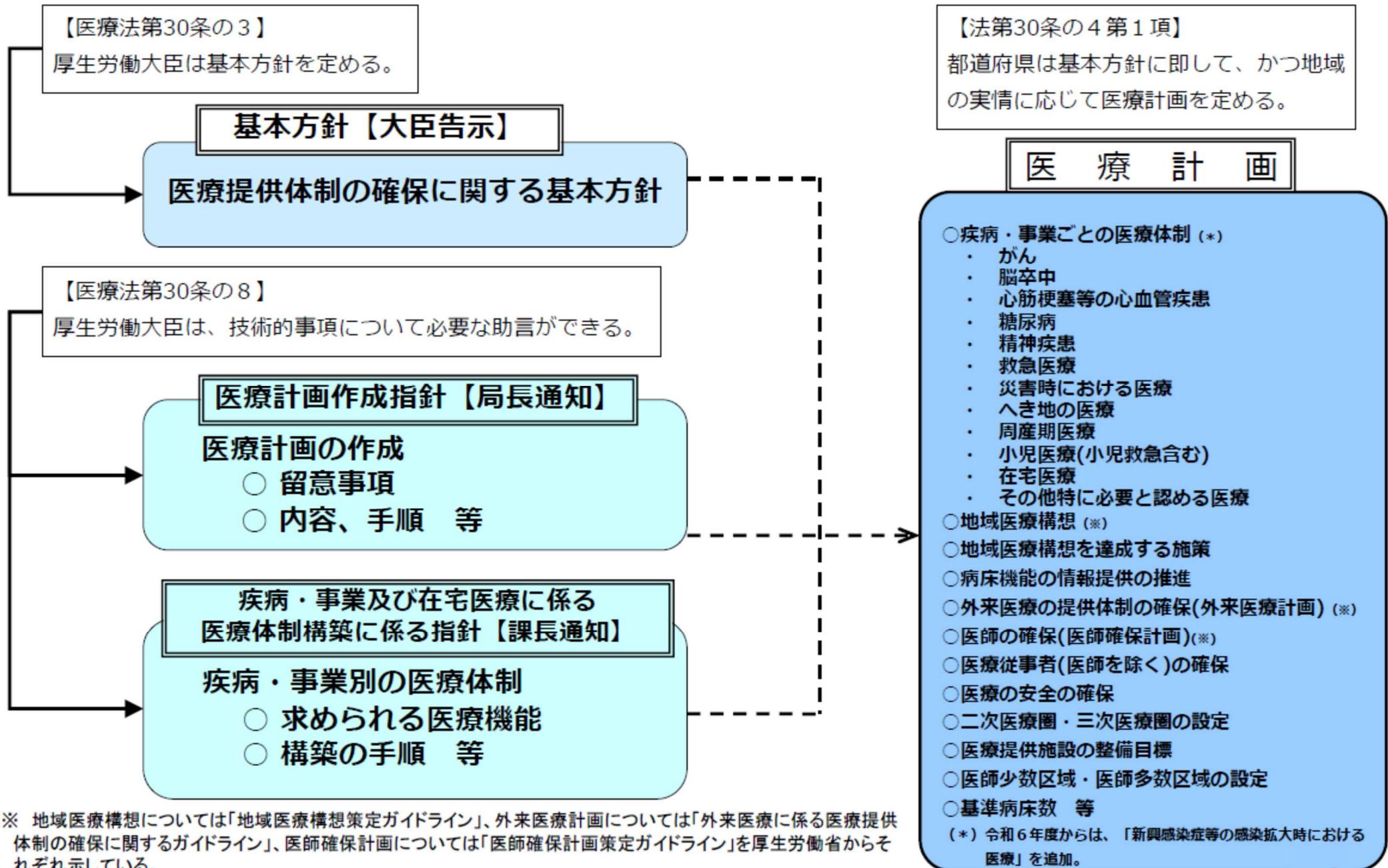
- ・ 三次・二次医療圏ごとに医師確保の方針、目標医師数、具体的な施策等を定めた「医師確保計画」の策定(3年ごとに計画を見直し)
- ・ 産科、小児科については、政策医療の観点からも必要性が高く、診療科と診療行為の対応も明らかにしやすいことから、個別に策定

○ 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項

- ・ 外来医療機能に関する情報の可視化、協議の場の設置、医療機器の共同利用等を定めた「外来医療計画」の策定

医療計画の策定に係る指針等の全体像

第19回第8次医療計画等に関する検討会資料（抜粋）



第8次医療計画の策定に向けた検討体制

令和4年3月4日 第7回第8次医療計画等に関する検討会 資料1

- 第8次医療計画の策定に向け、「第8次医療計画等に関する検討会」を立ち上げて検討。
- 現行の医療計画における課題等を踏まえ、特に集中的な検討が必要な項目については、本検討会の下に、以下の4つのワーキンググループを立ち上げて議論。
- 新興感染症等への対応に関し、感染症対策（予防計画）に関する検討の場と密に連携する観点から、双方の検討会・検討の場の構成員が合同で議論を行う機会を設定。

第8次医療計画等に関する検討会

- 医療計画の作成指針（新興感染症等への対応を含む5疾病6事業・在宅医療等）
- 医師確保計画、外来医療計画、地域医療構想 等

※具体的には以下について検討する

- ・医療計画の総論（医療圏、基準病床数等）について検討
- ・各検討の場、WGの検討を踏まえ、5疾病6事業・在宅医療等について総合的に検討
- ・各WGの検討を踏まえ、地域医療構想、医師確保計画、外来医療計画について総合的に検討

※医師確保計画及び外来医療計画については、これまで「医師需給分科会」で議論してきており、次期計画の策定に向けた議論については、本検討会で議論。

【新興感染症等】

感染症対策（予防計画）に関する検討の場 等

【5疾病】

各疾病に関する検討の場 等

連携

報告

地域医療構想及び医師確保計画に関するWG

- 以下に関する詳細な検討
- ・医師の適正配置の観点を含めた医療機能の分化・連携に関する推進方針
- ・地域医療構想ガイドライン
- ・医師確保計画ガイドライン 等

外来機能報告等に関するWG

- 以下に関する詳細な検討
- ・医療資源を重点的に活用する外来
- ・外来機能報告
- ・地域における協議の場
- ・医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関 等

在宅医療及び医療・介護連携に関するWG

- 以下に関する詳細な検討
- ・在宅医療の推進
- ・医療・介護連携の推進 等

救急・災害医療提供体制等に関するWG

- 以下に関する詳細な検討
- ・第8次医療計画の策定に向けた救急医療提供体制の在り方
- ・第8次医療計画の策定に向けた災害医療提供体制の在り方 等

* へき地医療、周産期医療、小児医療については、第7次医療計画の策定に向けた検討時と同様、それぞれ、以下の場で専門的な検討を行った上で、「第8次医療計画等に関する検討会」に報告し、協議を進める予定。

- ・へき地医療
厚生労働科学研究の研究班
- ・周産期医療、小児医療
有識者の意見交換

「第8次医療計画等に関する意見のとりまとめ」の概要①

○ 「第8次医療計画等に関する意見のとりまとめ」の概要

- 令和4年12月28日に、厚生労働省設置の「第8次医療計画等に関する検討会」において、第8次医療計画の「医療計画作成指針」及び「疾病・事業及び在宅医療に係る医療提供体制構築に係る指針」等の見直しが必要と考えられる事項を中心に、意見のとりまとめが行われた。
- 当該とりまとめで示された、今後の方向性の概要は以下のとおりである。

1 医療計画全体（医療圏、基準病床数等）

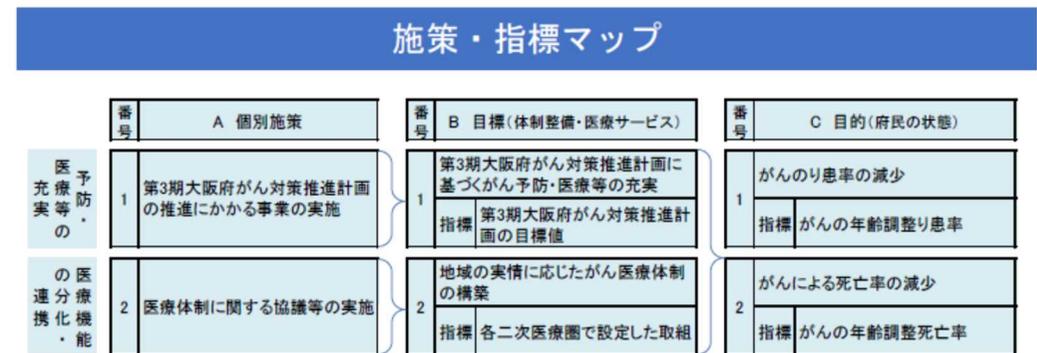
- 二次医療圏・基準病床数の考え方や計画の作成手順等については、概ね現行指針のとおり。
- 第7次計画期間中に追加された医師確保計画、外来医療計画についても、それぞれのガイドラインに基づき第8次医療計画の策定と併せて見直しを行う。
その際、二次医療圏の設定について優先的に議論する。

2 5疾病・6事業及び在宅医療

- 拠点機能を果たす医療機関と地域医療機関との連携を促進。
- 5疾病・5事業分野における新興感染症の発生・まん延時の医療体制を検討。
- 指標の見直しとともに、ロジックモデルの活用を図る。

(参考) ロジックモデルのイメージ (大阪府医療計画の例)

第6章 5疾病4事業の医療体制 第1節 がん



「第8次医療計画等に関する意見のとりまとめ」の概要②

3 6事業目（新興感染症）について

- 新興感染症発生・まん延時における医療については、令和5年3月20日付けで、都道府県と医療機関との間の医療措置協定締結過程における「対応の方向性」を示した「意見のとりまとめ（新興感染症発生・まん延時における医療）」がまとめられたが、医療計画作成に係る指針については、国において調整中である。
- 現時点の、医療計画への具体的な記載項目（イメージ）は、下記のとおり。

- ▶ 対応する新興感染症は、感染症法に定める新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症を基本とする。
- ▶ まずは、現に対応し、これまでの対応の教訓を生かすことができる新型コロナへの対応を念頭に取り組むが、実際に発生・まん延した感染症が想定と大きく異なる場合には、その特性に合わせて協定の内容を見直すなど、機動的な対応を行う。
- ▶ 「平時からの取組」として、
 - ・ 感染拡大に対応可能な医療機関・病床等の確保
 - ・ 感染拡大時を想定した専門人材の確保等
 - ・ 医療機関における感染防護具等の備蓄
 - ・ 院内感染対策の徹底、クラスター発生時の対応方針の共有 などを記載。
- ▶ 「感染症発生・まん延時の取組」として、
 - ・ 受入候補医療機関
 - ・ 場所・人材等の確保に向けた考え方
 - ・ 医療機関間での連携・役割分担（感染症対応と一般対応の役割分担、医療機関間での応援職員派遣等）
などを記載。

「第8次医療計画等に関する意見のとりまとめ」の概要③

4 外来医療提供体制

- 地域で必要な機能（夜間・休日対応など）について、地域の実情に応じ、すべての開業医へ協力を要請。
- 医療機器の効果的・効率的な活用を促進。
- 外来医療の機能分化（紹介受診重点医療機関の指定など）を推進。

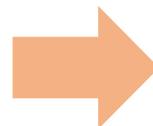
5 医師確保計画

- 「複数医療機関で勤務する医師の按分」ルールを設定するなど、医師偏在指標を精緻化。
- 医師少数スポットは、原則市町村単位で設定することを明確化。
- 目標医師数の設定ルールを見直し、医師偏在の助長を回避。
- 地域枠に加えて地元出身者枠についても、恒久定員内への設置を進めるとともに、地域枠等の医師のキャリア形成を支援。

第八次香川県保健医療計画の構成（案）①

○第七次計画（中間見直し）の構成

第1章	計画の基本的な考え方
第1節	計画策定の趣旨
第2節	計画の基本理念・取組みの方向性
第3節	計画の位置付け
第4節	計画の期間
第2章	香川県の保健医療提供体制の現状・課題と対策
第1節	地勢・交通及び人口等の状況
1	地勢と交通
2	人口
3	平均寿命
4	人口動態等
第2節	医療提供施設等の状況
1	病院及び診療所等の概況
2	住民の受療動向
3	香川県及び各保健医療圏における医療提供施設及び医療従事者の状況
第3節	保健医療圏と基準病床数
1	保健医療圏
2	二次保健医療圏の圏域設定の考え方
3	基準病床数
第3章	地域医療構想
第4章	医師確保計画
第5章	医療従事者の確保・養成
第1節	歯科医師
第2節	薬剤師
第3節	保健師
第4節	助産師
第5節	看護師・准看護師
第6節	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士
第7節	歯科衛生士・歯科技工士
第8節	管理栄養士・栄養士
第9節	その他の医療従事者
1	臨床検査技師、診療放射線技師
2	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師
3	ソーシャルワーカー（社会福祉士、精神保健福祉士）
4	公認心理師



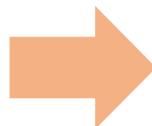
○第八次計画の構成（案）

第1章	計画の基本的な考え方
第1節	計画策定の趣旨
第2節	計画の基本理念・取組みの方向性
第3節	計画の位置付け
第4節	計画の期間
第2章	香川県の保健医療提供体制の現状・課題と対策
第1節	地勢・交通及び人口等の状況
1	地勢と交通
2	人口
3	平均寿命
4	人口動態等
第2節	医療提供施設等の状況
1	病院及び診療所等の概況
2	住民の受療動向
3	香川県及び各保健医療圏における医療提供施設及び医療従事者の状況
第3節	保健医療圏と基準病床数
1	保健医療圏
2	二次保健医療圏の圏域設定の考え方
3	基準病床数
第3章	地域医療構想
第4章	医師確保計画
第5章	医療従事者の確保・養成
第1節	歯科医師
第2節	薬剤師
第3節	保健師
第4節	助産師
第5節	看護師・准看護師
第6節	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士
第7節	歯科衛生士・歯科技工士
第8節	管理栄養士・栄養士
第9節	その他の医療従事者
1	臨床検査技師、診療放射線技師
2	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師
3	ソーシャルワーカー（社会福祉士、精神保健福祉士）
4	公認心理師

第八次香川県保健医療計画の構成（案）②

○第七次計画（中間見直し）の構成

第6章	外来医療計画
第7章	疾病・事業ごとの医療連携体制の現状・課題と対策
第1節	県民本位の医療連携体制の構築
1	基本的考え方
2	県民・患者の視点
3	医療機関等の機能分化と連携
4	地域医療における病院相互間の機能分担等
第2節	疾病ごとの医療連携体制の現状・課題と対策
1	がん
2	脳卒中
3	心筋梗塞等の心血管疾患
4	糖尿病
5	精神疾患
6	結核・感染症
7	<u>新型コロナウイルス感染症</u>
8	臓器等移植
9	難病
10	アスベスト
11	アレルギー疾患
12	今後高齢化に伴い増加する疾患等対策
第3節	事業ごとの医療連携体制の現状・課題と対策
1	救急医療
2	災害医療
3	へき地医療
4	周産期医療
5	小児救急を含む小児医療
	<u>（新設）</u>
第4節	在宅医療連携体制の現状・課題と対策
第5節	歯科医療連携体制の現状・課題と対策
1	歯科口腔保健の推進
2	歯科保健医療体制の整備
3	連携体制の構築
第6節	医薬等に係る現状・課題と対策
1	医薬関係
2	血液確保対策
第7節	医療安全対策・情報化に係る現状・課題と対策
1	医療安全対策
2	医療における情報化



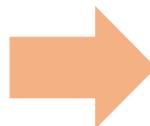
○第八次計画の構成（案）

第6章	外来医療計画
第7章	疾病・事業ごとの医療連携体制の現状・課題と対策
第1節	県民本位の医療連携体制の構築
1	基本的考え方
2	県民・患者の視点
3	医療機関等の機能分化と連携
4	地域医療における病院相互間の機能分担等
第2節	疾病ごとの医療連携体制の現状・課題と対策
1	がん
2	脳卒中
3	心筋梗塞等の心血管疾患
4	糖尿病
5	精神疾患
6	結核・感染症
	<u>（第3節へ）</u>
7	臓器等移植
8	難病
9	アスベスト
10	アレルギー疾患
11	今後高齢化に伴い増加する疾患等対策
第3節	事業ごとの医療連携体制の現状・課題と対策
1	救急医療
2	災害医療
3	へき地医療
4	周産期医療
5	小児救急を含む小児医療
	<u>6 新興感染症発生・まん延時における医療</u>
第4節	在宅医療連携体制の現状・課題と対策
第5節	歯科医療連携体制の現状・課題と対策
1	歯科口腔保健の推進
2	歯科保健医療体制の整備
3	連携体制の構築
第6節	医薬等に係る現状・課題と対策
1	医薬関係
2	血液確保対策
第7節	医療安全対策・情報化に係る現状・課題と対策
1	医療安全対策
2	医療における情報化

第八次香川県保健医療計画の構成（案）③

○第七次計画（中間見直し）の構成

第8章	保健医療計画による事業の推進と数値目標の達成状況の評価
第1節	保健医療計画の周知と情報公開
1	第六次香川県保健医療計画の数値目標と達成状況
2	計画の周知
第2節	数値目標の設定
1	数値目標
2	数値目標の意味
第3節	保健医療計画の推進体制と役割
1	県
2	市町
3	医療提供施設の開設者等
4	県民・患者
第4節	数値目標の進行管理
第9章	保健・医療・介護（福祉）の総合的な取組み
第1節	保健・医療・介護（福祉）の連携
1	患者・利用者の立場に立った保健・医療・介護（福祉）の切れ目のない連携体制の構築
2	他の計画との整合性の確保
第2節	健康づくり運動の推進
第3節	食育の推進
第4節	医療費適正化
第5節	高齢者保健福祉対策
第6節	障害者保健福祉対策
1	障害者の保健福祉対策
2	障害者の医療の確保等
第7節	母子保健福祉対策
第8節	保健福祉施設の機能強化
第10章	健康危機管理体制の構築
第1節	健康危機管理体制
第2節	医薬品等の安全対策
1	医薬品等の安全確保
2	緊急医薬品の備蓄
第3節	食品の安全性確保対策
第4節	生活衛生対策



○第八次計画の構成（案）

第8章	保健医療計画による事業の推進と数値目標の達成状況の評価
第1節	保健医療計画の周知と情報公開
1	第七次香川県保健医療計画の数値目標と達成状況
2	計画の周知
第2節	数値目標の設定
1	数値目標
2	数値目標の意味
第3節	保健医療計画の推進体制と役割
1	県
2	市町
3	医療提供施設の開設者等
4	県民・患者
第4節	数値目標の進行管理
第9章	保健・医療・介護（福祉）の総合的な取組み
第1節	保健・医療・介護（福祉）の連携
1	患者・利用者の立場に立った保健・医療・介護（福祉）の切れ目のない連携体制の構築
2	他の計画との整合性の確保
第2節	健康づくり運動の推進
第3節	食育の推進
第4節	医療費適正化
第5節	高齢者保健福祉対策
第6節	障害者保健福祉対策
1	障害者の保健福祉対策
2	障害者の医療の確保等
第7節	母子保健福祉対策
第8節	保健福祉施設の機能強化
第10章	健康危機管理体制の構築
第1節	健康危機管理体制
第2節	医薬品等の安全対策
1	医薬品等の安全確保
2	緊急医薬品の備蓄
第3節	食品の安全性確保対策
第4節	生活衛生対策